

（北方領土隣接地域の市又は町の境界変更があつた場合における財政力指数）

第四条 平成二十二年以降の各年度における北方領土隣接地域の市又は町の境界変更により境界が変更された北方領土隣接地域の市又は町の（当該境界変更の日の属する年度（以下本条中当該年度という。）からその翌々年度までの財政力指数を、年度の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

- 一 当該年度及び当該年度の翌年度 当該市又は町の当該年度の地方交付税法第十四条又は前条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の同法第十四条又は前条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの二分の一の数値
- 二 当該年度の翌々年度 前号の数値及び当該市又は町の当該年度の翌年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の同法第十四条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの二分の一の数値

附 則

この省令は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第六十四号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告 示

○内閣府告示第十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

別表地方分権改革推進委員会事務局の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○内閣府告示第十二号

行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報に関する法律第四條第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

別表地方分権改革推進委員会事務局の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○内閣府告示第十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第五条の十一第三項及び第二十八條の四第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第五條の十一第二項及び第二十八條の四第二項の規定に基づき内閣総理大臣が指定する減価償却資産（平成二十一年内閣府告示第十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

前文中「第五条の十一第二項及び第二十八條の四第二項」を「第五条の十一第三項及び第二十八條の四第三項」に、「第一条の二第一項の表の第一号及び第四十四條第一項の表の第一号」を「第一条の二第一項及び第四十四條第一項」に改める。

○内閣府告示第十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六條第三十一項の規定に基づき、地方税法施行規則附則第六條第四十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

前文中「附則第六條第四十三項」を「附則第六條第三十一項」に改める。

○内閣府告示第十五号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中テレビジョン受信機の項を次のように改める。

テレビジョン受信機	1 年間消費電力量
	2 区分名
	3 受信機サイズ（1、2及び3については、産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。）
	4 使用上の注意

別表第二第八項（一）Bを次のように改める。

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ
年間消費電力量の表示に際しては、イからニまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力、節電機能による低減消費電力及び電子番組表（以下「EPG」という。）取得時の消費電力より、まず動作消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間消費電力を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千七百十七・五時間から年間基準EPG取得動作時間を減じた数値の積による年間消費電力を算出し、更にEPG取得時の消費電力と年間基準EPG取得動作時間の積による年間消費電力を算出し、それらの和の数値である年間消費電力をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセントとする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、表示値のプラス五パーセントとクライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限定し、交流の電圧（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

- イ 動作時消費電力は、映像信号としてHEC62087 Ed2.0に規定するHEC62087/2008 video content DVD1.0又はHEC62087/2008 video content DVD1.0又はHEC62087/2008 video content DVD1.0のロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が六十ヘルツ用の動画信号（以下「動画映像信号」という。）を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。
- ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であつてリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。
- ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。
 - ① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。
 - ② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。
- ニ EPG取得時の消費電力は、デジタル放送用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

右記以
外の
もの

十九V型未満	液晶ノーマル	左記以外のもの	DI
	液晶ノーマル	付加機能を二つ有するもの	DI1
		付加機能を三つ有するもの	DI2
	液晶倍速	左記以外のもの	DI3
		付加機能を二つ有するもの	DJ
		付加機能を三つ有するもの	DJ1
		付加機能を二つ有するもの	DJ2
		付加機能を三つ有するもの	DJ3
十九V型以上三十二V型未満	液晶ノーマル	左記以外のもの	DK
		付加機能を二つ有するもの	DK1
		付加機能を三つ有するもの	DK2
	液晶倍速	左記以外のもの	DK3
		付加機能を二つ有するもの	DL
		付加機能を三つ有するもの	DL1
		付加機能を二つ有するもの	DL2
		付加機能を三つ有するもの	DL3
	液晶四倍速又は プラズマ	左記以外のもの	DM
		付加機能を二つ有するもの	DM1
		付加機能を三つ有するもの	DM2
	液晶ノーマル	左記以外のもの	DM3
		付加機能を二つ有するもの	DN
		付加機能を三つ有するもの	DN1
		付加機能を二つ有するもの	DN2
		付加機能を三つ有するもの	DN3
	液晶倍速	左記以外のもの	DO
		付加機能を二つ有するもの	DO1
		付加機能を三つ有するもの	DO2
		付加機能を二つ有するもの	DO3
		左記以外のもの	DP
	液晶四倍速又は プラズマ	付加機能を二つ有するもの	DP1

付加機能を二つ有するもの DP2
付加機能を三つ有するもの DP3

備考1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が千八十以上、かつ、水平方向の画素数が千九百二十以上のもの。
2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
3 「動画表示」とは、次のものとする。
液晶ノーマル・液晶パネルを用い、一秒間に六十コマ以上二百二十コマ未満の静止画を表示するもの
液晶倍速：液晶パネルを用い、一秒間に二百二十コマ以上二百四十コマ未満の静止画を表示するもの
液晶四倍速：液晶パネルを用い、一秒間に二百四十コマ以上の静止画を表示するもの
プラズマ・プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの
4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD(録画機能を有するものに限る)、ハードディスク、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

別表第二第八項(三)中、「蛍光管バックライト」を「バックライト」に改める。
附則
(施行期日)
1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 平成二十三年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○金融庁告示第三十四号
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況に基つき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正
第一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。」を加え、同項第一号中「内部格付手法」の下に「(先進的内部格付手法採用行にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第二十四条第一項各号及び第四項、第三十六条第一項各号及び第四項並びに第四十七条第一項各号及び第四項において同じ。)」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

平成二十二年三月三十一日 金融庁長官 三國谷勝範
(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正)
第一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。」を加え、同項第一号中「内部格付手法」の下に「(先進的内部格付手法採用行にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第二十四条第一項各号及び第四項、第三十六条第一項各号及び第四項並びに第四十七条第一項各号及び第四項において同じ。)」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。
2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条に定める算式の分母に加えないなければならない。
一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント
二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント